

後援名義使用承認等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観光・物産振興を図ることを目的とする催事等に対して、一般社団法人茨城県観光物産協会（以下「協会」という。）が行う後援又は共催（以下「後援等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 催事 観光・物産振興に関する大会、祭り、物産展、展覧会、競技会その他の集会又は催しをいう。
- (2) 後援 協会が催事の趣旨に賛同する意思を表明し、後援者として協会の名義の使用を認めること、並びに賞状への協会長名の使用を認めること及び賞品を寄贈することをいう。

(承認の基準)

第3条 協会は、次の各号のいずれにも該当する催事について、後援を承認することができる。

- (1) 催事が公益を目的とするものであって、かつ、茨城県の観光・物産振興に寄与するものであること。
- (2) 広域的に行われるものであること。ただし、市町村が行う催事にあっては、この限りではない。
- (3) 特定企業、団体等の営利または商業的な宣伝等、少数の利益を目的とした事業でないこと。また、特定の地域または場所に限定された、特定の対象のための事業ではないこと。
- (4) 催事を実施する団体の運営の体制その他の状況から判断して、当該催事が適正に行われると確実に見込まれるものであること。
- (5) 反社会的勢力が関与していないこと。
- (6) 営利、宗教又は政治を目的とするものでないこと。
- (7) その他協会が適当と認める催事であること。

(申請)

第4条 後援の承認を受けようとする団体は、次の各項に掲げる区分に応じて、後援の申請をすることができる。

2 協会の名義の使用を認める行事について、申請できる団体（任意団体にあつては、その代表者も含む。以下同じ。）は、以下のとおりとする。

- (1) 会員
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 公益法人や特定非営利活動法人等の営利を目的としない団体
- (4) その他協会が適当と認める団体

3 賞状への協会長名の使用及び賞品の寄贈を認める催事について、申請できる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請できる団体
 - ア 会員
 - イ 国又は地方公共団体
- (2) 前号に掲げる団体以外で申請できる場合
 - ア 会員又は国若しくは地方公共団体（以下「会員等」という。）が、行事の共催者となっている場合（後援は除く。）
 - イ 事務局や実行委員会等を主に会員等が担っている場合
 - ウ 特に協会が必要と認めた場合

（承認の手続等）

第5条 後援の承認を受けようとする団体は、後援承認申請書（参考様式：第1号様式）を作成し、原則として催事を実施する日（2日間以上実施する場合は、その初日）の1か月前までに、協会に提出しなければならない。

2 後援の承認を受けようとする団体は、後援承認申請書に実施計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

3 協会は、申請に係る催事が第3条各号に掲げる承認の基準に該当するか否かを判断するため、新たな資料の提出を求めることができる。

4 協会は、前各項の規定により後援承認申請書等の提出を受けたときは、速やかに承認するか否かを決定し、承認の場合は後援承認通知書（第2号様式）により、不承認の場合は後援不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

5 協会は、後援不承認通知書に理由を付記しなければならない。

（条件）

第6条 協会は、後援の承認に必要な条件を付することができる。

2 協会は、後援の承認に条件を付す場合は、後援承認通知書に明記しなければならない。

（実施計画の変更の申請等）

第7条 第5条第4項の規定により承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、実施計画変更申請書（別記第4号様式）により申請しなければならない。

2 協会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第3条の規定を準用して変更を認めるときは後援変更承認通知書（別記第5号様式）により、認めないときは後援変更不承認通知書（別記第6号様式）により承認団体へ通知するものとする。

（取消し）

第8条 協会は、後援を承認した行事が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

- （1）当該催事が第3条各号のいずれかに該当しないとき。
- （2）第6条第1項の条件に違反があったとき。
- （3）第三者に損害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき。
- （4）協会の信用を失墜させたとき、又はそのおそれがあるとき。

2 協会は、前項の規定により承認を取り消したときは、承認団体に対し、後援承認取消通知書（別記第7号様式）に理由を付記して通知しなければならない。

（実施報告）

第9条 承認団体は、催事の終了後速やかに、実施報告書（別記第8号様式）に収支報告書を添付して、協会に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。